

## 令和6年6月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に6月28日（金）、夏のボーナス（令和6年6月期の期末・勤勉手当）が支給されます。一般職国家公務員（管理職を除く行政職職員）の平均支給額（成績標準者）は、約659,400円です。

平均支給額（＝支給月数 × 平均給与額） 約659,400円

支給月数	2.21月	（昨年2.16月）
平均給与額 （俸給＋扶養手当＋地域手当等）	約298,400円	（昨年約295,100円）

平均年齢 33.4歳 （昨年33.8歳）

昨年同期の期末・勤勉手当の平均支給額は、約637,300円であり、本年は約22,100円（約3.5%）増加しています。

これは、

- ① 昨年の人事院勧告に基づく給与法改正等により引き上げられた期末・勤勉手当の支給月数のうち0.05月分が、昨年6月期ではなく、同年12月期の期末・勤勉手当と合わせて支給されたこと
- ② 昨年の人事院勧告に基づく給与法改正等により俸給等が増額したことで平均給与額が増加したこと

によるものです。

※ 平均給与額及び平均年齢は、最新のデータ（令和5年国家公務員給与等実態調査（人事院）及びこれを基に算出した期末・勤勉手当の基礎額）によるものです。

(参考) 主な特別職の令和6年6月期の期末手当の支給額の算出例

	支給額	(返納後の額 (注))
内閣総理大臣	約579万円	(約392万円)
国務大臣	約422万円	(約327万円)
(一般職) (事務次官)	約326万円	
(局長クラス)	約249万円	
最高裁長官	約579万円	
衆・参両院議長	約535万円	
国会議員	約319万円	

※ 内閣総理大臣、国務大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支給されず、期末手当(支給月数1.70月)のみ支給されます(一般職である事務次官及び局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。勤勉手当は成績標準者として算出しています。)

※ 上記の支給額は、令和5年12月2日から令和6年6月1日まで継続して在職(在職期間別支給割合100/100)したものととして算出したものです。

(注) 内閣総理大臣及び国務大臣については、令和5年9月13日の閣僚懇談会における、「閣僚の給与の一部返納については、内閣として行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、新内閣においても、内閣総理大臣にあつては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあつては同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとする。」との申合せに加え、令和5年11月24日の閣僚懇談会において、「第212回国会において、「特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律」が成立したことを受け、現下の諸情勢に鑑み、(略)同法による令和5年4月1日以降の給与の増額分に相当する額を国庫に返納することとする。」との申合せがなされています。「返納後の額」は、「支給額」から、上記の申合せにより国庫に返納する額を減じた額です。

(連絡先)

内閣人事局(給与担当)

一般職担当: 橋本、田代、勝岡

特別職担当: 桑原、合田、笠井

電話:(直通)03-6257-3759

メールアドレス: naijin-kyuyo.b5h\_atmark.cas.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。